

だまされないで!!

悪質商法



目次

- | | | | |
|------------------------|-----|-----------------------|------|
| ●なりすまし詐欺 | P.1 | ●悪質商法⑥ | P.9 |
| ●インターネット・トラブル① | P.3 | ●悪質商法⑦ | P.10 |
| ●インターネット・トラブル②・③ | P.4 | ●悪質商法⑧・⑨ | P.11 |
| ●悪質商法① | P.5 | ●悪質商法⑩・その他のトラブル | P.12 |
| ●悪質商法②・③ | P.6 | ●クーリング・オフ制度 | P.13 |
| ●悪質商法④ | P.7 | ●被害にあわないための心得 | P.15 |
| ●悪質商法⑤ | P.8 | | |

なりすまし詐欺とは

警察官を装い「あなたに逮捕状が出ている」「あなたもマネーロンダリングに関わっている」などと言ってお金をだまし取る**ニセ警察詐欺**、「有料サイト利用料が未納」「パソコンのウイルスの感染」とのメールなどを送り付け、電子マネーを購入させるなどをしてお金をだまし取る**架空料金請求詐欺**、自治体職員を装い、「税金や医療費の還付金がある」と言ってATMコーナーに誘導してお金をだまし取る**還付金詐欺**、警察官や金融機関職員を装い、「カードが悪用されているから確認する」と言って訪問し、隙を見てカードをすり替える**キャッシュカード詐欺盗**などの総称を「なりすまし詐欺」と呼びます。



カクニンジャー福くん

こんな言葉が出たら
詐欺でござる!

警察官から電話が来て…

- 詐欺グループを逮捕したら、あなたの通帳やクレジットカードがあった。
- ○○県（県外）に出頭してほしい。無理なら、ビデオ通話で聴取する。
- 無実を証明するために、口座のお金を全て調べる。

電話会社から電話が来て…

- 2時間後にあなたの電話通信を停止する。
- あなた名義の携帯電話が犯罪に利用されている。
- 携帯電話の料金の未納がある。

役所関係から電話が来て…

- 保険料の還付金があります。
- 受取期限が今日までなので、今日中に手続きが必要だ。
- ATMで手続きできる。ATMコーナーに着いたら連絡して。

突然、警告画面が出て… （サポート詐欺）

- ウイルスに感染しました。下記番号に電話してください。
- パソコンを直すには、電子マネーカードを購入してください。
- すぐにウイルスを除去しないと、データが消えます。

アドバイス



- 電話で「お金」、「キャッシュカード」、「暗証番号」、「還付金」の話が出たら詐欺を疑い、すぐに家族や知人、警察に相談してください。
- 留守番電話機能や防犯機能（警告アナウンス、自動録音機能）付き電話機を活用することも被害防止に効果的です。
- はがきや封書で料金を要求してくることもあります。すぐに連絡先へ電話せず、警察や消費生活センターに相談してください。

SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺とは

SNS等を使って、面識のない相手と連絡を取り、言葉巧みに相手を信用させて、「投資すれば利益が得られる」などと架空の投資話を持ちかけて投資金や出金手数料をだまし取る**SNS型投資詐欺**、「あなたのことが好き」「あなたと一緒にになりたい」などと恋愛感情や親近感を抱かせ、架空の投資話を持ちかけたり、交際費等を名目に金銭等をだまし取る手口を**SNS型ロマンス詐欺**と呼びます。

！ 実際の被害事例等 ！

【被害者:70代男性】

- SNSで知り合った女性から、「今なら暗号資産がおすすめ」と持ちかけられ、勧められた暗号資産取引アプリをダウンロードした。
- 取引の中で「保証金が必要」「税金として〇〇%の額がかかる」などと言われ、指定の口座に複数回にわたって振り込んでしまい、約1億円をだまし取られた。

【被害者:60代男性】

- インターネット上で著名人が投資を勧める広告を発見し、広告をクリックしたところ、SNSのアカウントを送信する画面が現れ、著名人を自称する者とSNSアカウントを交換した。
- 相手の「今が投資のチャンス」「必ず儲かる」という話を信用し、指定の口座に入金したところ、要求がエスカレートし約6,300万円をだまし取られた。

【被害者:40代男性】

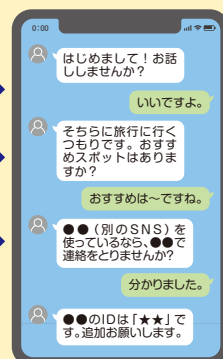
- 男性のSNSに友達申請された日本人女性とSNSで連絡を取り合っているうちに恋愛感情を抱くようになっていたところ、「2人で旅行に行きたい」「2人の将来のために投資でお金を貯めよう」などと投資を勧められた。
- 女性に勧められるまま投資用の専用アプリをダウンロードし、女性の指定する口座に振込を行い、約300万円をだまし取られた。

ダイレクトメッセージの事例

突然、見知らぬアカウントからダイレクトメッセージが届く

世間話などで警戒を解く

別のSNSに誘導し、交信を重ね、儲け話などで金銭をだまし取る



アドバイス



実際に会ったことがない相手が急にお金の話をしてきた場合は、詐欺を疑い、すぐに家族や警察に相談してください。

SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の場合は、直接お金を要求するだけでなく、お金を「暗号資産」に替えて送金するよう指示してきます。

「投資」「暗号資産」「芸能人等著名人の名前」「必ず儲かる」という言葉が出てきた場合は特に気をつけてください！

ネットショッピングのトラブル

携帯電話やパソコンのインターネットで買い物をした際に、「代金を支払ったのに商品が届かない」、「お試しと思ったら、定期購入契約だった」といったトラブルが発生しています。



- 通信販売（インターネットやテレビ、雑誌などを見て自分から申し込む取引）には、クーリング・オフ（契約の無条件解除）制度がありません。注文する前に、利用規約や解約条件・方法、支払金額をよく確認しましょう。
- 画面を下までスクロールして業者の住所や電話番号を確認し、これらが書かれていない業者とは取引しないでください。
- 支払方法は、なるべく商品到着後に支払う方法を選びましょう。
- 証拠を残すため、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

定期購入 トラブルに 注意！

- 「お試し特別価格」「初回限定〇%オフ」という広告を見て、初回だけのつもりで注文したが、複数回の商品購入が条件となる「定期購入契約」を結んでいた。
- 「いつでも解約できます」という広告を見て気軽に注文したが、いざ解約しようとするすると業者に電話が繋がらず解約できない。

ポイント 確認する

① 1回限りの購入ですか？

「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。小さな文字も必ず読みましょう。

② 2回目からはいくらですか？

「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。

③ 解約の方法は？

1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？「縛りなし」と書かれていても、「次回発送の〇日前までに」解約の連絡をするようにされている場合もあります。

ワンクリック詐欺

何気なくアダルトサイトの広告をタップすると、「登録完了」という文言とともに、登録費用を支払うようにと書かれた画面が表示され、高額な料金を請求されます。



- 申し込みの意思がなく勝手に登録されたサイトからの請求は、契約が成立していないため、不当な請求です。応じる必要がないので、無視しましょう。
- 画面に表示された連絡先に連絡すると、個人情報教えることになるので、絶対に連絡してはいけません。
- 「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えて」と指示されても、絶対に番号を教えてはいけません。

光回線のトラブル

契約している事業者を名乗って「利用している光回線を新しくする。通常は数千円かかるが今回は無料だ」と電話があり、よく理解しないまま契約してしまったというトラブルが発生しています。

- 光回線サービスの電話勧誘の場合、原則、事業者が契約前に説明書類を交付し、書面が届いた後に改めて消費者に料金や提供の条件を説明する必要があります。消費者がその内容に納得して合意した場合に、契約が成立します。
- 口頭の説明だけで判断せず、説明書類で契約内容等を十分に確認し、自分に合ったプランか、現在の契約内容と比べて本当にお得かなどを検討した上で、契約するか否かを決めましょう。
- 説明を受けても内容がわからない場合はきっぱり断りましょう。



点検商法

「無料で点検します」「近くの工事であいさつにきました」と言って訪問し、「保険を使って無料で修理できます」と勧誘したり、「屋根の瓦がずれている」「このままだと雨漏りして大変なことになる」などと嘘を言って消費者の不安をあおり、高額な商品や工事の契約を勧めます。



こんな
事例が
あります!

- 分電盤点検～「すぐに交換しなければ漏電して火事になりますよ。」
- 屋根点検～「瓦がずれています。雨漏りしてしまいますよ。」
- 布団点検～「ダニがいます。病気になっちゃいますよ。」
- その他～ トイレなど水回りの点検や消火器の点検など。

アドバイス



- いきなり訪ねてきた業者を簡単に信用しない。
- 点検結果をうのみにせず、住宅などに心配な点がある場合は、信頼できる複数の業者に相談して見積書をとるようにしましょう。
- 「保険を使って修理ができます」「無料」（または「安い料金」）で点検します」の言葉には注意しましょう。
- 保険金の請求はご自身で簡単に行うことができますので、「保険が使える」と言われた場合は、まずはご自身で損害保険会社・代理店に連絡しましょう。
- いらないものを勧められたら、きっぱりと断りましょう。

次々販売

訪問販売で過去に契約したことがある人をターゲットにして、同じ業者や別の業者が次々と訪れ、様々な商品を勧めます。



- 訪問販売の業者を安易に家に入れないようにしましょう。
- いらないものを勧められたら、きっぱりと断りましょう。
- 万一、契約する場合は、事前に家族や近所の人に相談し、その商品が本当に必要なものか、金額は妥当かをよく検討しましょう。
- 通常量を著しく超える物の購入を勧められて契約した場合は、契約を解除できる場合があります。

レスキュー商法（水回りトラブル）

トイレが詰まり、インターネット検索で「修理料金950円～」と表示されていた業者に修理を頼んだところ、予想外の高額請求をされた等のトラブルが発生しています。



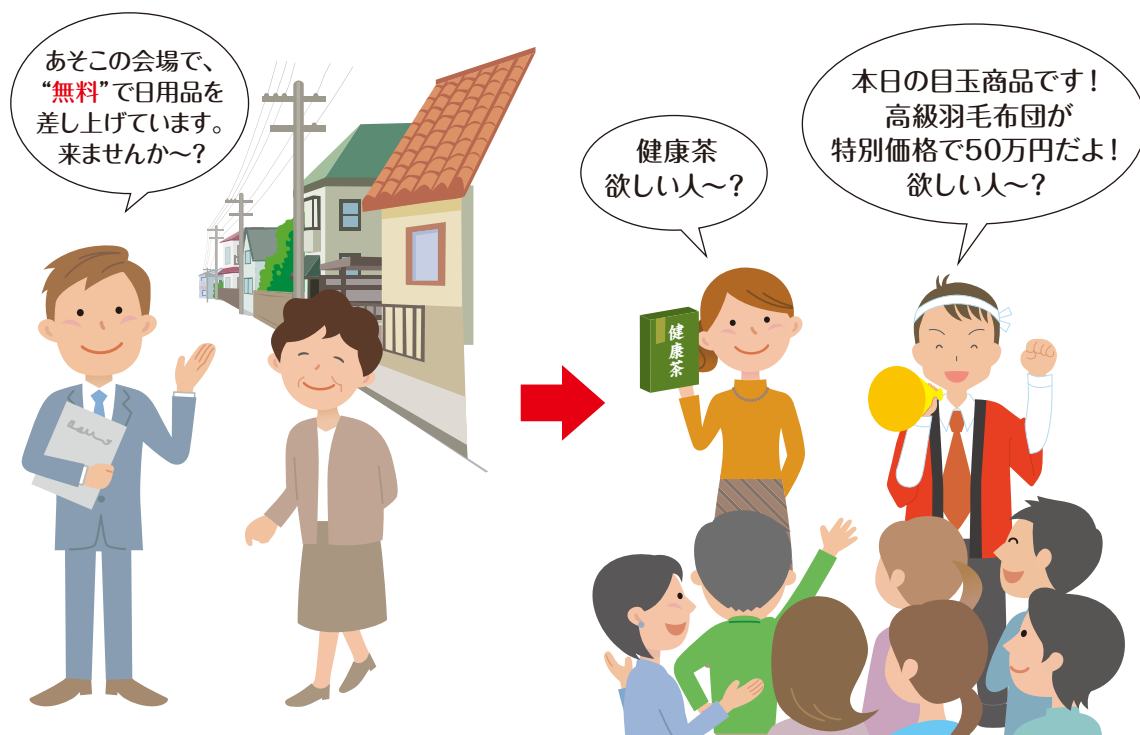
広告と話が違う…



- あわてず、まずは家族や周りの人に相談しましょう。
- 広告等に表示された料金をうのみにせず、依頼する前に、料金や作業内容等の契約条件をよく確認しましょう。
- 請求額や作業内容に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- クーリング・オフが可能な場合もあります。
- ふだんから、地元の水道事業者等を把握しておきましょう。

SF商法（催眠商法）

「無料で日用品を配布します」「マッサージ器の無料体験ができます」と言って空き店舗などに人を集め、閉め切った会場で日用品などを無料で配って雰囲気盛り上げ、最後には高額な商品売りつけます。



最後にはこんな商品を
売りつけられます！

- 寝具類
- 健康食品
- 浄水器
- マッサージ器などの健康器具

アドバイス



- “無料”の言葉につられて、会場に出向かないようにしましょう。
- 会場にはあらかじめ業者が依頼したサクラもいます。会場の雰囲気にもみこまれず、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- 離れて住む高齢のご両親などが高額な商品を購入していないか目を配りましょう。

訪問購入（訪問買い取り）

「不用品など何でも買い取ります」と事前に電話をかけ、訪問の了承が得られると、訪問時に「ほかに貴金属はないか」と強引に貴金属を買い取ろうとします。



こんな
事例が
あります！

- 事前の連絡もなく、氏名等も名乗らない。
- 事前に承諾していない物品の売却を突然求めてくる。
- 購入業者が契約書面を交付しない、記載内容が十分でなく、物品の特定ができない。
- 強い口調で強引に引き取ろうとする。
- 目を離した際に貴金属を持ち去られた。

アドバイス



- 突然訪問して消費者を勧誘することは禁止されていますので、いきなり訪問してきた購入業者は決して家に入れないようにしましょう。
- できるだけ1人では対応せず、事前に買い取りを承諾した物品以外は売らないようにしましょう。
- 購入業者の身分（氏名、業者名、電話番号）を必ず確認し、メモに記録しておきましょう。
- クーリング・オフ期間中（法律で定められた書面交付から8日間以内）は物品の引き渡しを拒むことができます。
- 購入業者を装い、強盗に入る下見をしている事例もあります。

送りつけ商法

注文していないのに、海産物や健康食品などの商品を一方的に送りつけ、消費者が「受け取った以上、購入しなければならない」と勘違いして代金を支払うように仕向けます。



こんな
事例が
あります!

- 「注文を受けた健康食品を送る」と電話がかかってきた。断っても「キャンセルできない」「申し込みを録音している」「裁判にかけろ」など脅すような口調で支払いを迫られる。

アドバイス



- 注文した覚えのない商品が届いた時には、受け取りを拒否しましょう。
- 注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができます。また、商品を開封・処分してもお金を支払う必要はありません。
- 商品が送りつけられる前に、電話で商品の購入を勧誘された場合は、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

利殖商法

「必ず儲かる」「値上がり確実」など、儲かることを強調して、FX取引や暗号資産などリスク（危険）の高い金融商品への投資を持ちかけます。



こんな事例があります！

- 社債
- 不動産
- FX
- 暗号資産
- バイナリーオプション

アドバイス



- SNSをきっかけとして、著名人を名乗ったり、つながりを示したりして投資を勧誘されたという消費者トラブルが急増しています。
- “必ず儲かる”投資はあり得ません。「高配当」や「元本保証」などのうたい文句に惑わされないようにしましょう。
- 取引の内容が理解できない場合は、契約せず、きっぱりと断りましょう。
- アプリ上の取引画面では利益が出ているように見えても、画面自体が架空で、実際に取引されていない場合があります、注意が必要です。
- 過去に投資詐欺等の被害にあった方が、その被害を取り戻したいという心理から、また被害にあってしまう場合があります。過去の被害を回復できるという勧誘はあやしいと疑ってかかりましょう。

開運商法

「このままでは不幸になる」などと人の不安をあおり、「これを買えば運が良くなる」と言って印鑑や数珠、アクセサリーなどの高額な商品の購入や寄付を勧めます。



- その商品の購入や寄付をすることで悩みや心配事が本当に無くなるのか、冷静に考えてみましょう。
- 一度応じると、様々な口実で色々な商品を勧められる恐れがあります。
- お金を多く払うことで運が開けたりするわけではありません。不安をあおるようなことを言われても断りましょう。

こんな
事例が
あります！

- 家族の問題で悩んでいたところ、近所の方に声をかけられた。「献金すれば運気が上がる」と言われ合計1,000万円以上の寄付をしてしまった。

当選商法

高額な賞金が当選したような文面のハガキや封書、メールを送りつけ、賞金の振り込み手続きのために必要だとして手数料などを支払うように仕向けます。



- 手数料などのお金を支払わせることが目的です。当選金がもらえることは絶対に無いと考え、無視しましょう。
- 電話で「商品が当たりました」などと誘われて店舗へ取りに出向くと、別の高額な商品を買わされることもあります。
- 著名人や資産家を装い、「あなたを支援したい」などとSNSで接触してくる手口もあります。

買え買え詐欺

知らない業者から「老人ホームの入居権が当選した」とパンフレットが送られ、別な業者から「老人ホームに入居できなくて困っている人がいる」「代わりに申し込んで」「名義を貸して」などと親切心につけこみパンフレットに記載されている権利や商品を購入させようとしています。



- 「代わりに申し込んで」「名義を貸して」「あなたの名前で買った」などと持ちかけてくる不審な電話は買え買え詐欺です。相手にせず、すぐ電話を切りましょう。
- 話をうのみにせず、絶対にお金を支払わないでください。
～こんな事例があります～
 - 社債 ○有料老人ホーム
 - 外国の通貨 ○大手企業の研究所

その他のトラブル

マルチ商法

化粧品や健康食品などの商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージン（利益）を得ることができ、これが連鎖的に拡大していく販売方法です。



- 「会員になって」「紹介すれば」などの言葉がたら、マルチ商法の可能性が高いので気をつけましょう。
～こんな事例があります～
 - 化粧品 ○健康食品 ○暗号資産
 - 海外事業への投資
- 親しい人からの誘いなど、断りにくい場合もありますが、きっぱりと断りましょう。
- クーリング・オフの対象となるため、20日間以内であれば契約の無条件解除ができます。

契約してしまってもあきらめないで！

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、
無条件で契約を解除できる制度です。

があります

■訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフによる契約の解除ができます。

※適切な書面が交付されていない場合は、いつでもクーリング・オフができます。

※SF商法(催眠商法)の場合も、クーリング・オフができます。

※訪問販売で工事の契約をし、その工事が完了している場合でも、期間内であればクーリング・オフができます。

■クーリング・オフができる期間に通知を発信すればよく、期間内に事業者へ通知が届く必要はありません。

■事業者が消費者にクーリング・オフについて嘘を言ったり脅かしたりしてクーリング・オフの妨害をした場合には、クーリング・オフ期間が経過していてもクーリング・オフが可能です。

よし！
クーリング・オフ
しよう！



〈クーリング・オフができる主な取引と期間〉

販売方法		期間
訪問販売	自宅を訪問して行う取引やキャッチセールス等店舗以外の場所で勧誘された契約	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘された契約	8日間
特定継続的役務提供	5万円を超えるエステ、外国語教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の継続的役務提供契約(店舗契約含む)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させ、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売(店舗契約含む)	20日間
業務提供誘引販売取引	「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、仕事が必要であるとして商品等売りつける取引(店舗契約含む)	20日間
訪問購入	自宅を訪問し、貴金属等を買取る契約	8日間

＜クーリング・オフの方法＞

「クーリング・オフ」は
記録に残すんだね!



- クーリング・オフは、文書(ハガキか手紙)に記載し、簡易書留などで事業者へ送ってください。
- なお、電磁的方法(電子メールの送付等)でクーリング・オフを行うこともできます。FAXを用いることも可能です。
- 文書は必ずコピーを取り(ハガキの場合は表裏両面)、電子メールの場合は印刷し、領収書と一緒に保管しておいてください。
- 支払いがクレジットの場合は、同様の内容をクレジット会社へも通知します(※この場合、事業者への通知と同時に、事業者への通知より先にクレジット会社へ通知してください)。

クーリング・オフ書面 (ハガキの場合) ～書き方例～

切手	□□□□□□□□
簡易書留	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
	〇〇〇〇〇株式会社 代 表 者 様

表

裏

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社××××
□□営業所
担当者 ▲▲▲▲▲▲

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。

〇年〇月〇日
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇〇〇〇

＜クーリング・オフの効果＞

- 事業者は消費者から受け取ったお金をすみやかに返還しなければなりません。
- 消費者に渡された商品がある場合には、事業者の側に引き取る義務があります。その際、返送に要する費用は、事業者の負担になります。

クーリング・オフができなくても
あきらめないで!

注 意!

- ※自動車や3,000円未満の現金取引などはクーリング・オフができません。
- ※化粧品や健康食品などの消耗品は、開封したり、使ってしまうと、原則、クーリング・オフができなくなります。
- ※通信販売には、クーリング・オフ制度がなく、「返品できません」と返品特約が明記されている場合は返品できません。
返品特約の明記がない場合、商品を受け取った日から8日間以内であれば、返品できます(返品送料は消費者が負担)。

事業者の嘘の説明により契約した場合や、断っているのに事業者が帰ってくれず仕方なく契約した場合などは、契約を取り消すことができます。

くわしいことは、**最寄りの消費生活センターや
消費生活相談窓口**におたずねください。

消費者ホットライン「**188**」にお電話ください。



被害にあわないための心得

- 1 知らない電話番号からの着信には出ない！
- 2 いらないものは、きっぱり断る！
- 3 契約を急かされても、その場で契約しない！
- 4 うまい話や、もうけ話、理解できない話に乗らない！
- 5 商品・サービスの内容や価格を、他社のものと比較する！
- 6 地域ぐるみで見守り、被害を防ごう！

悪質商法撃退の合言葉

いりません！断ります！帰ってください！

悪質商法・契約トラブルは

困ったときは、
一人で悩まず
すぐに相談を！

局番
なし

消費者
ホットライン
188に電話！

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します。

福島県消費生活センター

〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）

●電話受付時間：月曜～金曜 9:00～18:30
（祝日、12月29日～1月3日を除く）

原則、毎月第4日曜日 9:00～16:30

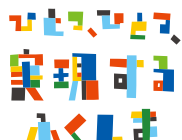
●来所受付時間：月曜～金曜 9:00～16:30
（祝日、12月29日～1月3日を除く）

原則、事前予約制

ホームページ

福島県消費生活センター

検索



福島県

編集・発行

福島県生活環境部 消費生活課

電話 024-521-7180 令和8年7月発行